

# 高等学校等通学費補助制度のお知らせ

※ このお知らせは、令和2年度に16・17・18歳になられる方の保護者の皆様に対してお送りしています（ご不要な方は、申請手続きの必要はありません）。

## 高等学校等通学費補助制度とは

### 1-1 【制度概要】

この制度は、町内に住所を有し、高等学校等に通学している生徒<sup>※1</sup>がいる家庭の負担を軽減するため、通学費の一部を補助するものです。

3か月通学定期代を基準<sup>※2</sup>として、各保護者に一定額の負担<sup>※3</sup>をしていただき、その差額が補助対象となります。

また、令和元年10月より“バス・電車共通定期券”を導入しています。

この共通定期券は「3か月通学定期券」で、箱根登山バスの3か月定期券に[ケース②]に記載されている箱根登山鉄道分定期券の保護者負担額を上乗せした金額で、「バス・電車のどちらも利用できる定期券」になります。

※1 中学校卒業後に、高等学校や専門学校等に通学している場合のみ、対象となります。高校卒業後、各種学校への通学する場合は対象外となります。

※2 対象となる通学区間において、最も経済的な通常の経路および方法により通学した場合の通学定期代を補助します。このため、対象となる通学区間の3か月通学定期代と実際に購入した通学定期代とを比較し、購入額が安価な方が補助対象となります。

(例) ・1か月通学定期券を3か月分購入した場合、3か月通学定期代が補助対象。

・6か月通学定期券を購入した場合、6か月通学定期代の半額（3か月分）が補助対象。

・1か月通学定期代と回数券を購入した場合、3か月通学定期代と比較し、安価な方が補助対象。

※3 保護者負担額については、四半期ごとにつき「18,000円（年間72,000円）」です。

ただし、同一世帯から2人以上の生徒が高等学校等に通学する家庭の場合、2人目以降の生徒に係る保護者負担額は、「10,000円（年間40,000円）」です。

### 1-2 【対象となる通学区間】

住所地からJR小田原駅、強羅駅またはJR三島駅もしくはJR御殿場駅<sup>※</sup>までの区間です。

※ JR三島駅及び御殿場駅までの通学で補助対象となるのは、JR小田原駅を経由せず通学する場合です。

### 1-3 【対象となる交通機関】

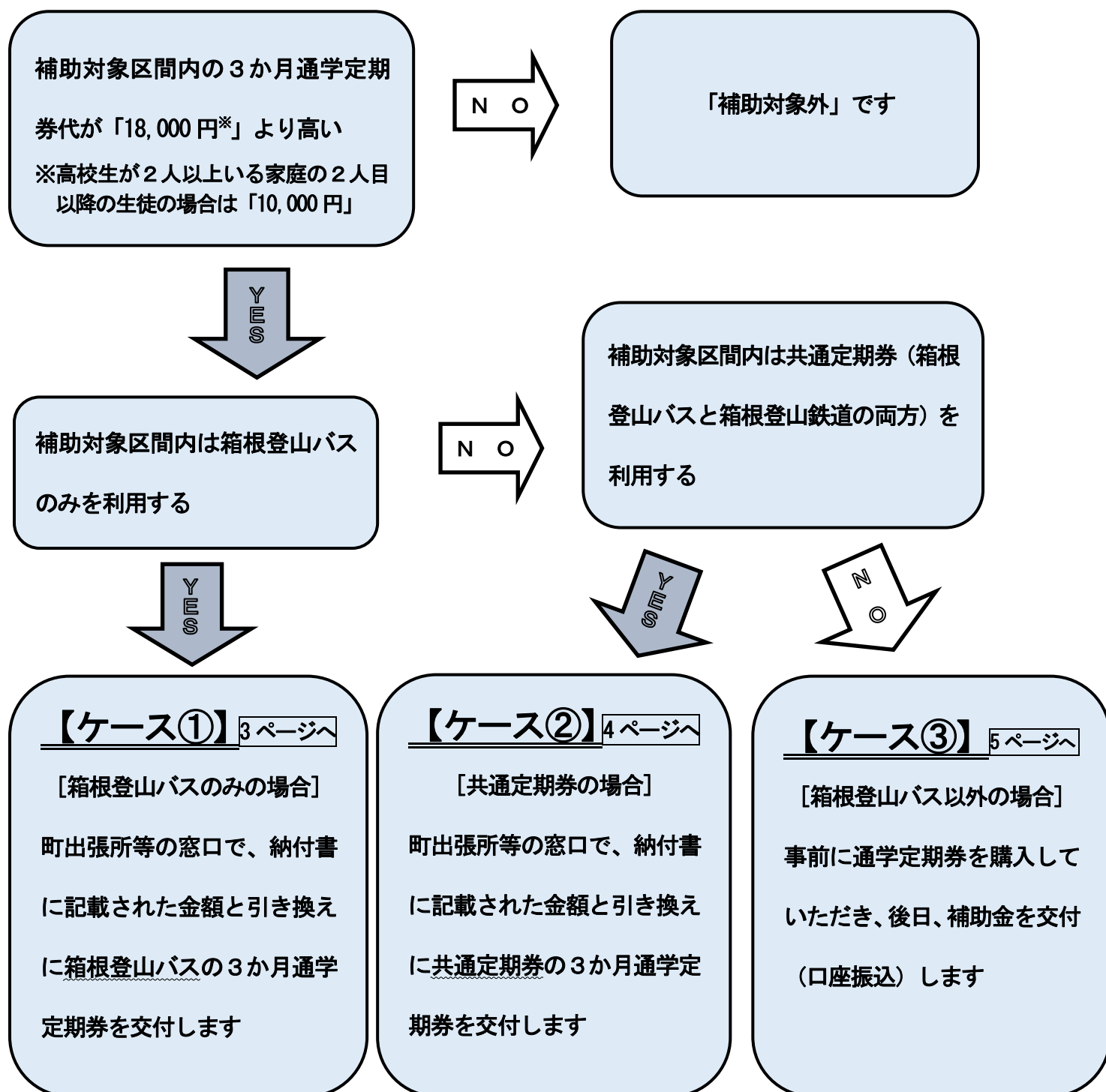
町内の定期運行バス及び箱根登山鉄道です。

## 2. 補助金の申請方法等について

### 2-1 【補助対象及び申請方法の確認】

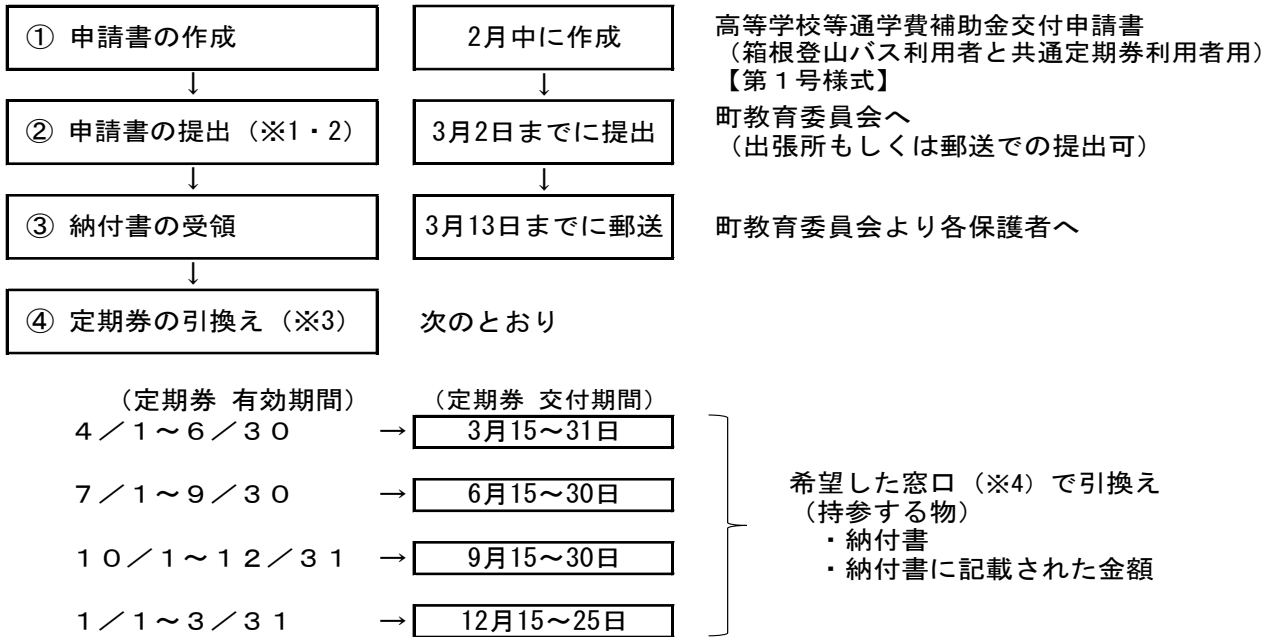
下図により、補助対象かどうか、補助対象の場合、申請方法はどうかを確認してください。  
申請の方法は、補助対象区間内を【ケース①】箱根登山バスのみを利用する方と、【ケース②】共通定期券（箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方）を利用する方、【ケース③】そうでない方によって、異なります。

- 【ケース①】 箱根登山バスの「3か月通学定期券」を購入する方
- 【ケース②】 共通定期券（箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方）の「3か月通学定期券」を購入する方
- 【ケース③】 箱根登山バス以外の交通機関を利用する方（例：箱根登山鉄道のみ、伊豆箱根バスのみ）



【 ケース① 】 箱根登山バスのみを利用する方

## 申請から定期券の引換えまでの流れ



### 注意事項

- ※1 申請書は「毎年1回・1人につき1枚の提出」が必要ですので、必要枚数分を記入の上、提出してください(例：高校生2人兄妹の場合、2枚の提出)。  
なお、様式は箱根町ホームページ(<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>)→申請書ダウンロード→学校教育課より入手が可能です。
- ※2 当初の申請内容に変更が無い場合は、第2四半期以降、申請書を提出する必要はありません。
- ※3 通学定期券を交付期間内にお受け取りいただけない場合は、速やかに教育委員会において定期券を回収の上、箱根登山バスに返却しますのでご承知おきください。
- ※4 各窓口の受付時間  
 ・各出張所 → 平日の8:30~17:15  
 ・仙石原文化センター → 土・日の8:30~17:15 (平日は仙石原出張所にて対応)  
 ・教育委員会 (郷土資料館内) → 平日の8:30~17:15  
 ・社会教育センター → 8:30~17:15  
 (月曜日休館。月曜日が祝祭日の場合は、その翌日休館。)
- ※5 旧 通学定期券(直前まで使用していたもの)は、有効期限終了後、箱根登山バスに乗車した際、運転手に返却してください。
- ※6 転出等の理由で通学定期券が必要なくなった、また通学定期券の変更が必要となった場合、速やかに「4 お問い合わせ先」へ連絡してください。
- ※7 通学定期券の有効期間内に定期券を教育委員会へ返却した場合、保護者負担額の返金はありません。

【ケース②】 共通定期券(箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方)を利用する方

「申請から定期券の引換えまでの流れ」と注意事項は、【ケース①】と同様になります。

共通定期券の保護者負担額については、四半期ごとにつき「18,000円(年間72,000円)」<sup>i</sup>に表1の太枠内の保護者負担額<sup>ii</sup>を上乗せした金額です。

ただし、同一世帯から2人以上の生徒が高等学校等に通学する家庭の場合、2人目以降の生徒に係る保護者負担額は、「10,000円(年間40,000円)」に表1の太枠内の保護者負担額を上乗せした金額です。

(従来の保護者負担額<sup>i</sup>) + (表1の保護者負担額<sup>ii</sup>) = (共通定期券利用時の保護者負担額)

例：仙石案内所前～宮ノ下～小田原 ※部分が、共通定期券対象区間です。

i：仙石案内所前～小田原駅 3か月 18,000円

ii：宮ノ下～小田原駅 3か月 5,475円

$$18,000 \text{円} + 5,475 \text{円} = 23,475 \text{円 (年間 93,900円)}$$

表1 共通定期における箱根登山鉄道分定期券の金額等の表(3か月定期)

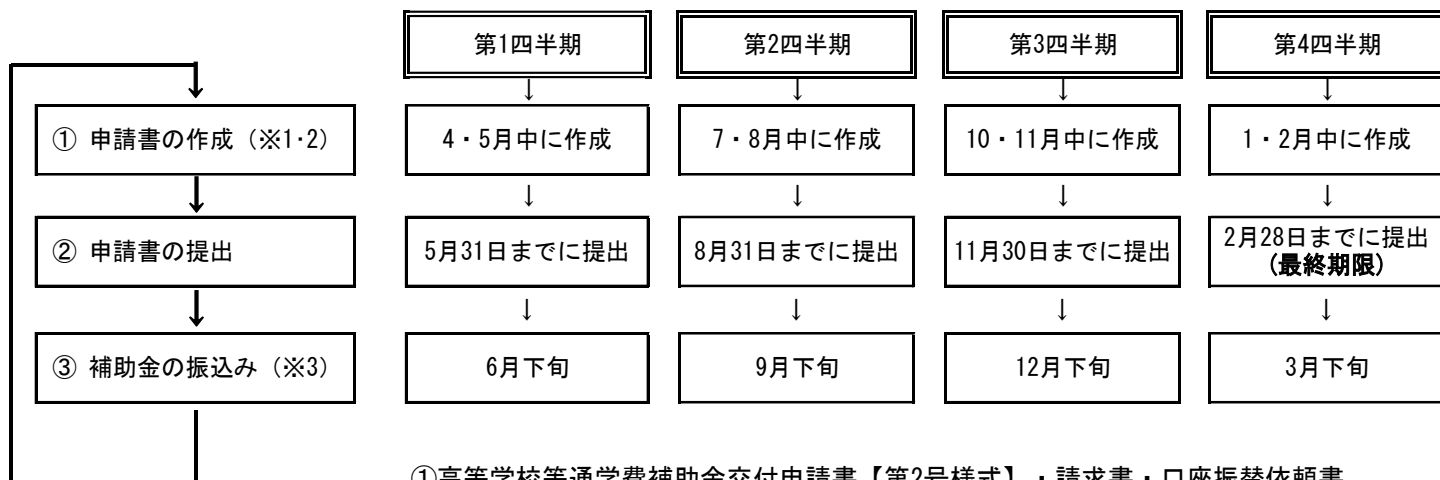
補助対象区間	通常定期券金額	共通定期券金額 (通常定期券の1/3)	町補助額 (共通定期券の1/2)	保護者負担額	
小田原	～入生田	12,630円	4,210円	2,105円	2,105円
	～箱根湯本	17,670円	5,890円	2,945円	2,945円
	～塔ノ沢	20,210円	6,740円	3,370円	3,370円
	～大平台	25,260円	8,420円	4,210円	4,210円
	～宮ノ下	32,840円	10,950円	5,475円	5,475円
	～小涌谷	35,370円	11,790円	5,895円	5,895円
	～彫刻の森	37,880円	12,630円	6,315円	6,315円
	～強羅				

※ 共通定期券の料金は、箱根登山鉄道のご協力により、通常定期券の料金の1/3の金額となり、このうち1/2を町が補助します。

- 台風19号の影響により、箱根登山鉄道の箱根湯本～強羅間が運休していますが、バスにより代替輸送が行われています。
- 【ケース②】の共通定期をお持ちの場合は、有効区間内で「箱根登山バスへの振替輸送(路線バス)」ならびに「代行バス<sup>※1</sup>」の利用ができます。
- 詳細・新着情報は『箱根登山電車』のホームページにあります、インフォメーションをご覧ください。

※1 「代行バス」は、【ケース①】の箱根登山バスをみの定期券では利用できませんのでご注意ください。

## 申請から補助金交付までの流れ



①高等学校等通学費補助金交付申請書【第2号様式】・請求書・口座振替依頼書

②町教育委員会へ(出張所もしくは郵送での提出可)

③各保護者の口座へ振り込み

### 注意事項

- ※1 申請書と請求書は「年4回の提出」が必要ですので、あらかじめ4枚コピーしてから記入の上、提出してください。  
なお、様式は箱根町ホームページ(<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>)→申請書ダウンロード→学校教育課より入手が可能です。
- ※2 通学定期券を購入した場合、通学定期券の写しの添付が必須です。  
回数券を購入した場合、「回数券自体の写し」は添付資料として認めておりませんので、購入時に、必ず、交通機関より「領収書」もしくは「購入証明書」を受領し、その原本を添付してください。
- ※3 四半期ごとの提出期限を過ぎて提出された場合は、次の四半期分の補助金の振込時期に併せて、お振込みとなります。  
なお、提出の最終期限は令和3年2月28日です。

## 3 書類記入時の注意事項

- 各書類は、黒色のボールペン等で記入し、印鑑を押してください(鉛筆や消えるボールペンでの記入、シャチハタの押印は不可)。
- 申請書と請求書の日付欄に日付は記入しないでください。

## 4 問い合わせ先

箱根町教育委員会 学校教育課 学校教育係  
 住 所 〒250-0311 箱根町湯本 266 番地  
 TEL 85-7600  
 FAX 85-7200  
 メールアドレス [gakkou@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:gakkou@town.hakone.kanagawa.jp)